

令和5年4月4日

保護者の皆様へ

小美玉市教育委員会教育長 羽鳥 文雄
小美玉市立堅倉小学校長 吉永 成範

入学式におけるマスクの取扱い等について

お子様のご入学、心からお祝い申し上げます。市教育委員会と学校で連携を取りながら、お子様の教育に当たっていく所存でございます。今後とも、本市の学校教育にご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、国や県のマスクの取扱いに関する基本的な方針を受け、先月卒業式を実施しました。入学式におきましても、同様に実施していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・呼名等の場面など、式典全体を通じてマスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、家庭の事情や保護者・児童生徒の多様な考えに配慮し、マスクの着脱は強要しない。
- 来賓や保護者等についても同様とする。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクの着用を求めないことを基本とする。

3 式辞等

- 壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクの着用を求めないことを基本とする。
- 壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクの着用を求めないことを基本とする。

4 入学者呼名

- 入学者呼名で児童生徒が返事をする際も、距離を確保することで、マスクの着用を求めないことを基本とする。

5 歓迎の言葉

- 歓迎の言葉の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、歓迎の言葉を述べる児童生徒は、マスクの着用を求めないことを基本とする。

6 国歌・校歌等の斉唱等

- 国歌・校歌等の斉唱は、距離を確保することで、児童生徒はマスクの着用を求めないことを基本とする。

問い合わせ先 堅倉小学校 教頭 檜山 ひろみ 電話 0299-48-0029
